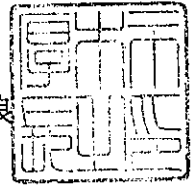


厚木市指令第 222 号
平成 28 年 3 月 31 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

綾瀬市吉岡 709 番地
株式会社タズミ
代表取締役 田墨 幸一郎 様

厚木市長 小林 常良



平成 28 年 2 月 29 日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

- | | |
|---------------------|--|
| 1 営業所等の所在地
及び名称 | 厚木市金田 871 番地
トーカイ・パッケージングシステム(株)厚木事務所内
株式会社タズミ 厚木営業所 |
| 2 事業の範囲
(1) 業の種類 | 収集運搬 (積替え保管を除く) |
| (2) 取扱廃棄物の種類 | ごみ (一般廃棄物) |
| 3 許可区域 | 厚木市内 |
| 4 許可期間 | 平成 28 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで |
| 4 許可条件 | 裏面のとおり |
| 5 備考 | |

< 注意 > 許可証 (写) だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。
一般廃棄物処理委託契約の締結等が必要です。

(収集運搬業)

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則を遵守するとともに厚木市長の指示に従い、事業計画等に基づき、事業系一般廃棄物を適正に処理すること。
- 2 厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 22 条等に基づき市内事務所又は事業所等を設けること。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 収集運搬にあたっては、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにし、また悪臭、騒音等のおそれのないようにし、市民に迷惑行為のないよう常に環境衛生の保全に努めること。
- 4 申請内容に変更が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づき手続きをすること。
- 5 厚木市環境センターに搬入する場合は、当該施設の搬入における基準等を遵守し、他の市町村から排出された一般廃棄物、産業廃棄物、資源物等の搬入はしないこと。
- 6 毎月の業務実績報告を翌月の 10 日までに、指定の用紙により報告すること。

契約事業所（契約予定事業所）一覧

	事業所	住 所
1	トーカイ・パッケージングシステム(株) 厚木事業所	金田 8 7 1
2	ソニー(株) 厚木テクノロジーセンター	旭町 4-1 4-1
3	(有)厚木トップス	飯山 2 4 5 3-1 0
4	アンリツ(株)	恩名 5-1-1
5	フォレスト	毛利台 1-2 5-1
6	(株)えひめ飲料 東京工場	緑ヶ丘 5-1 8-2
7	(株)厚木エアーサービス ミウラオート	妻田北 1-2-3
8	サンワトリニティ(株) 厚木営業所	妻田南 2-7-2 1
9	(株)アイビーシステム 銀だこ厚木ドライブスルー	船子 6 2-1
10	中日本高速道路(株) 東京支社厚木工事事務所	恩名 1-1 4-1 3
11	学校法人幾徳学園神奈川工科大学	下荻野 1 0 3 0
12	東京セキスイファミエス(株) 神奈川支店	岡田 2-8-1 9
13	コトリ・メディア	三田 3 1 0 7
14	(株)イカイプロダクト	旭町 1-2 2-2 5
15	スタンダード運輸 南関東営業所	恩名 4-1 5-5 4
16	(株)マックスサポート 厚木支店	中町 3-1-2 2
17	メロンテクノス(株)	中町 1-8-2 4
18	テイクパワー(株)	船子 1 2 6 0-5

* 契約事業所の変更がある場合は、許可申請事項変更届を提出すること。

* 一般廃棄物の収集運搬について、処理業者は前月分の事業実績を毎月 10 日までに実績報告書により提出すること。